

政令第三百三十三号

水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（抄）

内閣は、水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の一部の施行に伴い、並びに河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第九条第二項並びに第十二条第三項、第十五条の二第二項、第二十三条の二、第二十三条の三、第二十九条第一項及び第三十二条第二項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）、第三十六条第三項、第七十九条第一項、第八十八条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）、第九十六条並びに第百九条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第九条第二項並びに沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百七条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（構造改革特別区域法施行令の一部改正）

第四条 構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

（総合特別区域法施行令の一部改正）

第五条 総合特別区域法施行令（平成二十三年政令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「、同法第三十一条第一項第一号中「第四条第七項（第六条第二項）」とあるのは「総合特別区域法第十二条第八項第一号（同法第十四条第二項）」と」を削る。

第四条中「、同法第三十一条第一項第一号中「第四条第七項（第六条第二項）」とあるのは「総合特別区域法第三十五条第八項第一号（同法第三十七条第二項）」と」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年十二月十一日）から施行する。ただし、第一条中河川法施行令第十六条の四及び第五十九条の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。